

## 発電所からのお知らせ

2020年12月15日

■1, 2号機: 廃止措置中(第2段階)(2016年2月3日～)

- ・「[浜岡原子力発電所1, 2号機 廃止措置状況\(2020年度第2四半期\)](#)」をご覧ください。
- ・当社は、浜岡1, 2号機の廃止措置に伴い発生する解体撤去物のクリアランス制度(注)の適用にあたり、クリアランス品を保管するエリアの建設に取り組んでいます(2020年7月28日お知らせ済み)。今回、クリアランス品を保管するエリアの一部である、「クリアランス搬出待ち倉庫(第1棟)」の建設が完了し、2020年12月9日よりクリアランス品の保管を開始しましたのでお知らせします。残りのクリアランス品を保管するエリアについても、引き続き安全確保を最優先に建設を着実に進めていくとともに、今後も解体撤去物に係るクリアランス制度の適用に向け、必要な手続きを進めてまいります。

■3号機: 定期検査中(2010年11月29日～)・安全性向上対策実施中(地震・津波・重大事故対策等)

- ・検査状況については、「[点検情報](#)」をご覧ください。

■4号機: 定期検査中(2012年1月25日～)・安全性向上対策実施中(地震・津波・重大事故対策等)

- ・検査状況については、「[点検情報](#)」をご覧ください。

■5号機: 定期検査中(2012年3月22日～)・安全性向上対策実施中(地震・津波・重大事故対策等)

- ・検査状況については、「[点検情報](#)」をご覧ください。

注 原子力発電所の運転・保守や解体に伴って発生する物の中には、放射能濃度が極めて低く、人の健康への影響が無視できることから、法令上「放射性物質として扱う必要がないもの」とされる物が数多くあります。これらについて、その放射能濃度を測定および評価し、法令に定める基準以下であることを確認した物については、再生利用や産業廃棄物として処分することができます。この仕組みを「クリアランス制度」といいます。



クリアランス搬出待ち倉庫(第1棟)

以上